

令和6年度
神山町職員採用試験案内

令和6年8月14日

〒771-3395
徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地
☎ 088-676-1111

受付期間 令和6年8月16日(金)～令和6年9月20日(金)

- 申込みは、「持参」、「郵便」のいずれかにより行ってください。
- 「郵便」による申込みは、令和6年9月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- 天候等の影響により、試験日時等を変更する場合は、神山町のホームページでお知らせします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	3名程度	神山町において、一般行政事務に従事します。

2 受験資格等

試験区分	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度 平成10年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 神山町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び試験会場

区分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和6年10月13日(日) (1)開場時間 9時00分 ※9時40分までに試験会場に入室してください。 (2)試験時間 10時00分から11時50分まで	神山町役場 (名西郡神山町神領字本野間100番地) ※お車でお越しの方は、役場東側(神山町商工会前)の駐車場をご利用ください。
第2次試験	令和6年11月上旬 (日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

区分	試験種目	時間	方法及び内容
第1次試験	基礎能力試験	10時00分から 11時00分まで	公務員として職務を遂行する上で基礎能力(言語、数理、論理、常識、英語)の筆記試験を行います。
	適性検査	11時15分から 11時50分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。

区分	試験種目	方法及び内容
第2次試験	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等をみる試験を行います。
	グループ試験	主としてコミュニケーション能力をみる試験をグループで行います。
	面接試験	主として人柄、性格等をみる個別面接を行います。

5 受験手続

(1) 申込用紙

- ア 申込用紙(申込書・受験票)は、神山町役場総務課、広野支所及び各公民館で配付しています。
- イ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信用封筒(角形2号:返信先記入)を必ず同封してください。
- ウ 神山町ホームページから申込用紙をダウンロードできます(両面印刷してください)。
※受験票を印刷する用紙は、A4判白色、厚さ0.2ミリ(郵便はがきの厚さ)程度を使用してください。
印刷できないときは、配付窓口又は郵送で請求してください。

(2) 申込先

- ア 持参する場合は、神山町役場 総務課に提出してください。
- イ 郵便による申込みの場合は、神山町役場総務課宛 〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地までお送りください。
なお、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、必ず「簡易書留郵便」でお送りください。

(3) 受付期間

- ア 持参する場合は、受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに提出してください。
- イ 郵便による申込みの場合は、令和6年9月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

職員採用試験受験申込書・受験票 各1部

(5) 受験票

- ア 受験申込書・受験票を直接持参する場合は、申込みの際に受験票を交付します。
- イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、令和6年10月1日までに到着しない場合は、電話で神山町役場総務課(Tel.088-676-1111)まで連絡してください。
- ウ 受験票の写真は申込みの際に貼ってはいけません。申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm)を貼って試験当日必ず持参してください。

(6) その他

身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に神山町役場総務課に申し出てください。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和6年10月23日までに神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和6年11月下旬までに神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、合格者には文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は令和7年4月1日以降です。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和32年条例第17号)等の規定により、下表のとおり支給されます。また、一定の職歴等がある者については、その職歴等に応じた給料となります。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

試験区分	学歴	初任給(令和6年4月1日現在)
一般事務	高校卒	166,600円
	短期大学卒	179,100円
	大学卒	196,200円

9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示を請求する場合は、本人が直接開示場所にお越しくください。電話等による請求はできません。

区分	開示請求できる者	必要書類	開示期間・場所
第1次試験結果	不合格者本人	本人確認書類 (運転免許証・ 学生証など)	それぞれ合格発表から1月間 神山町総務課 平日(祝日を除く)8:30~17:00
第2次試験結果			

10 その他

- (1) この試験に関することは、神山町役場 総務課(電話088-676-1111)までお問い合わせください。
- (2) 試験時において時計は、時計機能だけのものに限りません。スマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (3) 試験場の駐車場は、神山町役場東側(神山町商工会前)の駐車場をご利用ください。
- (4) 天候等の影響により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに神山町ホームページ(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/>)でお知らせします。